

平成22年(行コ)第27号 設楽ダム公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 市野和夫ほか138名

被控訴人 愛知県知事ほか1名

第3準備書面

平成23年5月31日

名古屋高等裁判所 民事第2部 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	在	間	正	史
	同	原	田	彰	好
	同	竹	内	裕	詞
	同	樽	井	直	樹
	同	白	川	秀	之
	同	濱	鳶	将	周
	同	笠	原	一	浩
	同	籠	橋	隆	明
	同	吉	江	仁	子
	同	小	島	智	史
	同	若	山	哲	史

1 中日新聞は、2010年11月19日付で「三河のドジョウ新種？」と題する記事を掲載し、「愛知、静岡県の間山に生息する希少淡水魚のナガレホトケドジョウの個体群は、新種の可能性があることが山梨大学の宮崎淳一教授（以下「宮崎教授」という。）のDNA分析で分かった。愛知県東部の設楽ダムや新東名高速道路の建設予定地にも重要な生息地があるという。宮崎教授は「建設の本格化前に周辺の個体を保護することを検討する必要がある」と提起している」と報道した（甲138）。

控訴人らは、本準備書面において、設楽ダム建設予定地周辺に生息しているナガレホトケドジョウが新種である可能性があるというこの報道を踏まえて、以下のとおり、本件環境影響評価が環境影響評価法に違反するとの控訴人らの主張を補充する。

2 設楽ダム建設予定地周辺に生息しているナガレホトケドジョウが新種である可能性があること

（1）ナガレホトケドジョウ（*L. echigonia*）は、環境省レッドデータブック（2007）において、絶滅危惧IB類に指定されている希少種であり、コイ目タニノボリ科フグドジョウ亜科ホトケドジョウ（*Lefua*）属に属する。ナガレホトケドジョウの研究の歴史は浅く、1993年に、同じくホトケドジョウ（*Lefua*）属に属するホトケドジョウ（*L. echigonia*）とは別種であることが示唆された（甲139の1）。

（2）本件環境影響評価は、ナガレホトケドジョウについては、「ナガレホトケドジョウは、東海地方、和歌山県から岡山県までの瀬戸内地方、徳島県、香川県、福井県及び京都府の日本海側に分布する。愛知県では、東三河地方に分布する」（乙37 6.1.5 - 200）と述べたが、瀬戸内地方（岡山県、淡路島を含む兵庫県、大阪府、和歌山県、奈良県、四国の愛媛県、香川県、徳島県）、鳥取県、京都府、福井県で生息が報告されている個体群と東海地方（静岡県西部と愛知県東部）に生息する個体群とは連続性がないことが知られていた（甲139の1 2頁）。

宮崎教授らは、ミトコンドリアのD-ループ域の核酸塩基配列の確定により、形態（外観）を基礎にナガレホトケドジョウ（*L. sp.*）と同定したナガレホトケドジョウ東海（*L. sp. Tokai*）個体群（東海地方に生息する個体群）は、ミトコンドリ

アDNA塩基配列に基づく系統樹ではホトケドジョウ (*L. echigonia*) と一緒の分枝を成すことを明らかにした (甲 1 3 9 の 2 の 1、同 2)。一方で、多形質DNAの無作為増殖 (RAPD) 分析の結果、細胞核DNAの遺伝情報については、ナガレホトケドジョウ東海 (*L. sp. Tokai*) の個体群は、ホトケドジョウ (*L. echigonia*) およびナガレホトケドジョウ (*L. sp.*) のいずれの地域個体群とも異なっていた (甲 1 3 9 の 2)。これは、ナガレホトケドジョウ東海 (*L. sp. Tokai*) 個体群の進化系統の背景が特異なことを示している。

宮崎教授らは、ナガレホトケドジョウ東海 (*L. sp. Tokai*) 個体群は、進化的に重要な単位として、絶滅危惧ドジョウとしての保護指定をすべきであると提言している (甲 1 3 9 の 2 の 1、同 2)。

3 本件事業対象地に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性あることの環境影響評価に対する影響について

(1) ナガレホトケドジョウの価値

本件環境影響評価は、ナガレホトケドジョウについては、「ナガレホトケドジョウは、東海地方、和歌山県から岡山県までの瀬戸内地方、徳島県、香川県、福井県及び京都府の日本海側に分布する。愛知県では、東三河地方に分布する」(乙 3 7 6.1.5 - 200) ということを前提として実施されているが、上記のとおり、本件事業予定地を含む東海地方に生息するナガレホトケドジョウ東海 (*L. sp. Tokai*) が瀬戸内地方、京都府及び福井県で生息するナガレホトケドジョウ (*L. sp.*) と異種であるとすれば、ナガレホトケドジョウに関する本件環境影響評価はその前提を欠くことになる。

また、本件環境影響評価は、ナガレホトケドジョウについて、環境保全措置の検討を行わないこととしたが (乙 3 7 6.1.5 - 692)、宮崎教授らは、「東海地方のナガレホトケドジョウが生息している奥三河地方 (愛知県北東部) でダム of 建設計画が進んでおり、建設が施工されれば、貴重なナガレホトケドジョウは絶滅してしまう可能性が高い」と指摘している (甲 1 3 9 の 1)。

上記のとおり、本件事業予定地を含む東海地方に生息するナガレホトケドジョウ東海 (*L. sp. Tokai*) が、東海地方にのみ生息する希少種 (新種) である可能性が高いことに鑑みれば、ナガレホトケドジョウを保全する必要性は高く、ナガレ

ホトケドジョウの種に対する前提に過誤がある以上、ナガレホトケドジョウに関する環境影響は再評価されなければならない。

(2) 生物多様性基本法施行下での環境影響評価のあり方について

ア 環境影響評価法は、環境基本法20条の規定を受けて、平成9年に成立したが、平成20年、同じく環境基本法を受けて、生物多様性基本法が成立した(同法が、環境基本法を受けていることについて、生物多様性基本法1条)。

イ 同法は、前文において、「生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している」ことを指摘した上で、「我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」と決意を表明した上で、「環境基本法の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務」を明らかにした(同法1条等)。

ウ 生物多様性基本法が成立・施行されている今や、環境影響評価法の解釈・運用にあたっては、生物多様性基本法の定める基本原則、国・地方公共団体・事業者の責務等が斟酌されなければならないことは言うまでもない。

(3) 生物多様性基本法の定め

生物多様性基本法は、3条1項において「生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。」との基本原則を定めるとともに、同条3項において、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生す

ることが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない」（下線は引用者）ことをも基本原則として定めている。

その上で、地方公共団体に対しては、「基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を課し（法5条）、事業者の責務に対しては、「基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める」ものとした（法6条）。

（4）小括

これらの規定からは、科学的知見により、本件事業対象地域に生息するナガレホトケドジョウが新種である可能性が指摘されている以上、事業者としては、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることを真摯に受け止め、新種の個体群に対する環境影響評価並びに環境保全措置の検討を実施することにより、可及的にこの新種である可能性のある個体群を保全する予防的な取組及び事業実施後も個体群の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組を行うべきことが要請されているというべきである。

4 そもそも本件事業によるナガレホトケドジョウへの環境影響評価については、ダム事業指針に定める水準（6条1項、3項、4項）を満たさず、環境影響評価法12条1項に違反していること

（1）本件環境影響評価は、ナガレホトケドジョウについて「本種は、対象事業の実施により、直接改変及び直接改変以外の影響があると想定された」としながら、

「本種の生息域であると推定された確認地点の周辺の10地点は、一部が直接改変により本種の生息域としては適さなくなると考えられるが、予測地域内の貯水予定区域周辺には多くが残されることから、直接改変による生息域の改変の程度は小さいと考えられる。また、直接改変以外の水の濁り等による生息域の変化は小さいと考えられる」として、環境保全措置の検討を行わないこととしている。(乙37 6.1.5 - 692)。

しかし、生息域であると推定された確認地点の周辺が予測地域内の貯水予定区域周辺に「多く」残されることから、「直接改変による生息域の改変の程度は小さい」という評価は、10地点のうち中央に位置する3地点が対象事業の実施によって改変されることを、あまりにも過小評価するものと言わざるをえない。

(2) 本書に、別紙1として、環境影響評価書(乙37)図6.1.5-8(2)の拡大図を添付した。なお、確認地点に、便宜上北から順に、ないし の番号を付した。ピンクの で示された確認地点 は、近接の2地点が表示上重なるところである。また、地図上に地名の記載があることから が、後述する「小松の2地点である。

(3) 本件事業の、ナガレホトケドジョウの生息域に対する影響について

ア 確認地点

確認地点 が、本件事業貯水予定区域に位置し、直接改変されることが予定されている。清流を生息域とするナガレホトケドジョウが、ダム湖で、生息できなくなることは、疑いようもない。

イ 確認地点

調査結果は、小松の2地点のうち9個の個体が見つかった1地点は、「全長25mmから72mmまでさまざまな体サイズの個体が確認されたことから、この地点

は、本種の繁殖場として利用されているものと考えられた」と述べるとともに、「確認された地点は、調査地域の東側に偏っており、(中略)調査地域の東側の河川源流域の穏やかな浅い細流が本種の生息環境に相当するものと考えられる」

と述べている（乙37 6.1.5-200）。

確認地点 は、唯一、貯水予定区域西側に位置しているところ、貯水によって、完全に貯水予定区域東側と分断される。繁殖場と思われる確認地点 又は とダム湖によって完全に遮断された確認地点 が、貯水後も、稚魚の供給を受けられ、ナガレホトケドジョウの生息地たりうるかについて、調査結果は、ナガレホトケドジョウの生態は、「不明な点が多い」（乙37 6.1.5-200）などと述べるのみで、何も示していない。

ウ 確認地点 の位置関係については不明であるが、貯水池の東側に位置することになる予定になっている確認地点 ないし も、貯水池の出現によって、分断され、相互の行き来はできなくなる。とすれば、繁殖場と思われる確認地点 ないし と分断され他の確認地点について、稚魚が供給され、ナガレホトケドジョウの生息地たりうるかについて、調査結果は、ナガレホトケドジョウの生態は、「不明な点が多い」（乙37 6.1.5-200）などと述べるのみで、何も示していない。

（4）小括

以上のとおりであるから、本種の生息域であると推定された確認地点の周辺の10地点のうち3地点のみが直接改変区域であり、7地点が、貯水予定区域周辺に残されるからといって、単純に「予測地域内の貯水予定区域周辺には（確認地点が）多くが残されることから、直接改変による生息域の改変の程度は小さい」ということはできない。

ナガレホトケドジョウについては、環境保全措置の検討が不要であると結論づける前に、各確認地点に稚魚がどこから供給されているのか明らかにされなければならない。少なくとも繁殖場と確認された小松の2地点のうち1地点（ もしくは ）以外からの供給が確認され、各確認地点が貯水池によって分断されてもなおナガレホトケドジョウが持続的に生息可能であるかどうかについて、調査すべきである。

すなわち、ナガレホトケドジョウに対する本件環境影響評価は、ことに、水環境のかかる環境要素（ダム事業指針6条4項1号口（4））に関し、「対象ダム事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及

ばす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討」（ダム事業指針6条3項）されたというには、いまだ甚だ不十分といわざるをえず、いまだ、「主務省令（ダム事業指針）で定めるところにより、対象事業にかかる環境影響評価」（環境影響評価法12条1項）が実施されたということとはできない。

5 結論

以上のとおり、ナガレホトケドジョウに対する環境影響評価は、もともと不十分であったこと、及び、本件事業予定区域に生息する個体群が新種である可能性があることから、少なくとも、10の生息確認地点相互の連関や、そのうち3つの確認地点が直接改変されることに伴う他の7つの確認地点における持続可能な生息の可能性の検討等が行われるのでなければ、ダム事業指針の要請する水準を満たさず、環境影響評価法12条1項違反の状態が解消されないというべきである。

以上



証拠説明書別紙